

令和8年度高齢者虐待防止対応人材養成研修事業委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度高齢者虐待防止対応人材養成研修

2 履行期間

契約締結日から2027年3月31日まで

3 研修の目的

高齢者虐待防止業務に従事する市町村職員及び地域包括支援センター職員が、養護者及び養介護施設従事者等から虐待を受けた、あるいは受ける恐れのある高齢者へ迅速かつ適切な対応及び養護者に対する支援、養介護施設等への指導、助言及び改善計画書の作成等への対応を適切に行うため、高齢者虐待防止法の理解を深めるとともに、事実確認に向けた介入及び虐待解消に向けた対応方法を学び、高齢者虐待予防及び支援に必要な知識を修得し、高齢者虐待の対応力の強化を図ることを目的とする。

4 委託業務概要

(1) 養護者による虐待対応研修

ア 開催時期：契約締結の日から2026年12月の間に実施すること。

イ 研修会場：愛知県内（尾張地区、三河地区で各1回実施すること。）

ウ 開催回数：2回

エ 受講対象者：市町村職員

地域包括支援センター職員

今後、地域包括支援センターで勤務する予定の者

オ 受講人数：300人程度（1回当たり150人程度）

カ 開催日：開催曜日・時間帯は受講生が参加しやすいように設定すること

キ 研修時間：6時間程度とする。

ク 受講料：無料とする。

ケ 研修内容は以下の項目を踏まえた内容とすること。

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要に関すること（養護者による虐待対応に関連する部分を中心とする）
- ・県内市町村等の効果的な取組事例の紹介
- ・事例検討

(2) 養介護施設従事者等による虐待対応研修

ア 開催時期：契約締結の日から2026年12月の間に実施すること。

イ 研修会場：愛知県内

ウ 開催回数：1回

エ 受講対象者：市町村職員

地域包括支援センター職員（原則、民間委託のセンター職員を除く）

今後、市町村直営の地域包括支援センターで勤務する予定の者

オ 受講人数：100人程度

カ 開催日：開催曜日・時間帯は受講生が参加しやすいように設定すること

- キ 研修時間：6時間程度とする。
- ク 受講料：無料とする。
- ケ 研修内容は以下の項目を踏まえた内容とすること。
 - ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要に関すること（養介護施設従事者等からの虐待対応に関連する部分を中心とする）
 - ・県内市町村等の効果的な取組事例の紹介
 - ・事例検討

5 委託業務内容に付随して受託者が実施する業務

研修の実施にかかる一切の業務とする。

(1) 事前準備

ア 業務計画書の作成

実施スケジュール、カリキュラム、実施体制等を具体的に作成し、委託者に提出すること。

イ 講師の選定

弁護士や社会福祉士等の高齢者虐待における専門的な実務経験若しくは高齢者虐待に関する研修の講師経験を豊富に積んでおり、適切に講義を実施できる者

ウ 開催会場の選定

原則、受託者側にて確保するものとするが、必要に応じ愛知県が管理する公共施設の利用について相談、調整を行うことも可能とする。

各会場においてはグループワークを実施でき、人との間隔を十分に確保できる広さの会場を確保すること。

エ 募集案内資料の作成

オ 広報および受講生の募集

カ 受講申込受付

キ 講師等との各種調整

研修前のカリキュラムの調整、スケジュールの調整など

ク 研修テキストの作成

研修テキストを作成したら、委託者に内容確認を求め、委託者の内容確認後にテキストの印刷準備を進めること。

(2) 研修時

ア 研修に必要な備品、テキスト等の準備及び環境の構築

イ 研修中の講師及び受講者のサポート

(3) 研修内容

ア 研修事業の目的に沿った内容とすること。

また、新任職員が受講することを配慮した内容・構成とすること。

イ グループワークを含めること。

市町村の規模等を考慮したグループ分けとすること。

(4) 研修の評価

参加した受講者を対象としたアンケート調査を実施すること。

6 事業の報告

- (1) 受託者は、委託者から当該委託事業に関する説明又は報告を求められたときは、これを行うこと。
- (2) 受託者は、委託者に対し、委託事業終了後速やかに事業実績を報告すること。(紙媒体1部、電子媒体1部)

7 その他

- (1) 受講予定人数が若干増減した場合でも、契約金額は変更しない。
- (2) 業務を行うに当たって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。
- (3) 業務によって得られる資料及び成果物は、委託者が所有するものとする。
- (4) 研修の実施に当たり、公衆衛生危機（新型コロナウイルス感染症等）や災害への対応等その他必要な事項については、事前に委託者と受託者が別に協議を行い、実施するものとする。